

加 高 地 第 718 号
令和 6 年 5 月 28 日

各指定介護予防支援事業者 様
各指定居宅介護支援事業者 様
各指定介護予防・生活支援サービス事業者 様

加古川市 高齢者・地域福祉課長

加古川市介護予防・日常生活支援総合事業における報酬改定について（通知）

平素より、本市の介護保険行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
介護予防・日常生活支援総合事業における国が定める基準等が一部改正され令和 6 年 6 月 1 日から施行されるのに伴い、国が定めるサービス単価の変更等に準じ、本市においても次のとおり改定します。

つきましては別紙のとおりサービスコード表を作成しましたのでお知らせいたします。
なお、主な改定内容は以下のとおりです。

記

1 改定概要

現行の「介護職員処遇改善加算」「介護職員等特定処遇改善加算」「介護職員等ベースアップ等支援加算」の要件及び加算率を組み合わせる形で、令和 6 年 6 月から「介護職員等処遇改善加算」へ一本化します。

2 対象サービス

- ・介護予防訪問型サービス（従前相当サービスおよび緩和型サービス）
- ・介護予防通所型サービス（従前相当サービスおよび緩和型サービス）

3 適用開始日

令和 6 年 6 月 1 日より

4 サービスコード表・単位数表マスタ掲載場所

トップページ > 事業者の方へ > 介護・福祉 > 介護予防・日常生活支援総合事業 >
3 サービスコード表・単位数表マスタ

※単位数表マスタについては、現在準備中です。(6 月中に掲載予定)

【問合せ先】

加古川市 高齢者・地域福祉課／地域包括ケア係
TEL：079-427-9715（直通）FAX：079-421-2063
E-mail:fukushi@city.kakogawa.lg.jp